

農地コーディネーター配置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が雇用する農地コーディネーターの配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(農地コーディネーターの配置)

第2条 公社は、農地中間管理事業を推進するため、農地コーディネーターを配置する。

(雇用及び期間)

第3条 農地コーディネーターは、農地中間管理事業の趣旨を理解し、かつ、地域の農業事情に精通している者を県、関係市町村及び農業協同組合等の意見・情報を基に理事長が決定する。

2 農地コーディネーターの雇用期間は、雇用の日から当該年度の末日とする。

(勤務場所)

第4条 農地コーディネーターの勤務地は、理事長が別に定める。

(職務の内容)

第5条 農地コーディネーターは、公社の農地中間管理事業に係る業務の委託先等と連携のうえ次の職務を行う。

- (1) 地域計画の実現に向けた支援に関すること。
- (2) 農用地等の借入及び貸付のマッチングに関すること。
- (3) 農用地等の利用条件の改善に関すること。
- (4) 貸借地の利用状況の確認等に関すること。
- (5) その他理事長が必要と認めた事項

(給 与)

第6条 農地コーディネーターの給与は、農地コーディネーターの給与は、公社の「非常勤職員の就業に関する取扱要領」によるものとする。

(勤務日数)

第7条 農地コーディネーターの勤務日数は、原則として、年144日とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、農地コーディネーターの就業及び勤務条件等については、公社の「非常勤職員の就業に関する取扱要領」によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 地方駐在員配置要領及び現地駐在員配置要領は、この要領の施行の日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。